

## 厚木精華園後援会 会則

### (名称)

第1条 本会は、「厚木精華園後援会」と称する。

### (目的)

第2条 厚木精華園利用者が心豊かな生活と積極的な社会参加が出来るよう応援し、厚木精華園の各種事業に賛同し支援することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をもって組織する。

### (事務局)

第4条 本会の事務局は、厚木市上荻野4835-1の厚木精華園に置く。

### (事業内容)

第5条 本会は、次の事業を行う。

- 1 厚木精華園利用者の自立支援と生活環境整備への支援。
- 2 厚木精華園の行事等各種事業、並びに施設整備等への支援。
- 3 ボランティア活動への支援。
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業。

### (会費)

第6条 本会の会費は、次の通りとする。

- |        |    |    |         |
|--------|----|----|---------|
| 1 個人会員 | 年額 | 1口 | 1,000円  |
| 2 団体会員 | 年額 | 1口 | 10,000円 |

### (役員等)

第7条 本会に、次の役員及び顧問を置く。

|    |     |      |    |    |    |    |    |    |     |
|----|-----|------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 会長 | 1名  | 副会長  | 1名 | 会計 | 1名 | 監事 | 2名 | 幹事 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 | 事務局長 | 1名 |    |    |    |    |    |     |

### (役員を選任)

第8条 役員を選任は、役員相互の推薦及び協議により決定する。

### (任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充し、後任者は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条

会長は、この会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

会計は、会長または副会長の承認を得て会計処理を行う。

監事は、後援会事業に必要な支援活動に参画する。会計監査を行う。

幹事は、後援会事業に必要な支援活動に参画する。

顧問は、この会の相談を受け意見を述べる役とする。

事務局は、この会の庶務事務を担当し、会運営の補佐を行う。

(運営と役割)

第11条 本会の運営は、次の通りとする。

役員会 事業計画に基づく事業実施のための企画立案、予算の補正その他運営に必要な審議を行う。開催は、年2回以上とする。

役員会での協議内容については後援会員に対して年1回以上報告する。

(会則の改正)

第12条 本会の会則改正は、役員会出席者過半数の同意によって行う。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。